

(案)

令和 7 年 1 月 日

東近江市長 小 棕 正 清 様

東近江市環境審議会
会長 仁 連 孝 昭

東近江市生活環境保全及び公害防止に関する条例施行規則で定める排水基準
の一部改正について（答申）

令和 6 年10月 3 日付け東生環第807号で諮問のあった標記の件について、当審議会
で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 東近江市生活環境保全及び公害防止に関する条例施行規則で定める排水基準の
一部改正について

国の水質汚濁防止法の排水基準見直しに伴う変更であり、国の基準に準じた排水
基準の一部改正は、妥当と認める。